

**【2019年度以降の教職課程について】（科目等履修生向け）**

2019年度から教育職員免許法が改正され、教員免許状の取得要件が変更になり、新たな科目の追加修得が必要となる見込みです。

また、2018年度以前から科目等履修生として在籍し、2019年度以降も引き続き科目等履修生として教員免許状取得を目指す場合にも、新たに科目の追加修得が必要となる場合があります。

このため、2019年度以降の改正後の免許法に対応した教職課程については、現在文部科学省へ教職課程の申請を行っており、その審査結果・通達等を待って、詳細は大学ホームページ等でお知らせする予定です。